

産婦健康診査費助成金交付制度についてのご案内

杉戸町では産婦健康診査費助成券をお渡しし、産婦健診費用の助成をしています。助成券は、委託契約医療機関等以外では使用できないため、助成額を上限として助成（償還払い）を受ける制度があります。

＜対象者＞

次のすべてにあてはまる必要があります。

- ① 健診受診日に杉戸町に産婦の住民登録があること。
- ② 産後概ね1か月までに健診を受けていること。

※ただし、医療機関等入院中に実施した健診は対象外とします。

- ③ 助成券に健診の受診日及びその結果がきちんと記載されていること。

※エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）は必須となりますので、必ず点数を記載してもらってください。



＜時期・回数と助成額＞

産後2週間頃と産後1か月頃の計2回までを限度とします。

1回あたりの助成額は5,000円です。

＜申請に必要なもの＞

- ① 杉戸町産婦健康診査費助成金交付申請書兼請求書
- ② ①に記載した振込先が確認できるもの（通帳等）
- ③ 健診の受診日及びその結果が記載されている助成券
- ④ 健診を実施した医療機関等が発行した産婦健診の額を確認できる書類（領収書等）
- ⑤ 母子健康手帳

＜申請期間＞

出産の日より6か月以内



＜申請・お問合せ先＞

杉戸町保健センター

電話 0480-34-1188